

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(期末手当) 第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

周南市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

改正前	改正案
<p>（期末手当） 第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p>